

## 令和6年度第2回富田林市都市計画審議会議事録

産業まちづくり部都市計画課

- 1 開催日時 令和6年11月11日（月）から令和6年11月26日（火）まで
- 2 開催方法 書面開催
- 3 参加者 【委員】置田委員、森田委員、竹村委員、浅岡委員、鈴木委員、須田委員、増田委員、佐久間委員、村山委員、西川委員、伊東委員、酒本委員、堀辺委員、南齋委員、辰巳委員、寺尾委員、今城委員、大上委員、岡田委員、西尾委員【計20人参加】
- 4 開催形態 書面開催
- 5 次第  
議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）  
報告1 南部大阪都市計画用途地域の変更について（富田林市決定）
- 6 審議の経過  
11月 8日（金）書面開催に関する資料の送付  
11月11日（月）ご意見、ご質問等の受付  
11月18日（月）ご意見、ご質問等の締切  
11月19日（火）事務局より回答の送付  
11月26日（火）書面採決書の締切
- 7 審議会の結果等 全文筆記
- 8 審議会配布資料  
都市計画審議会 書面開催スケジュール  
案件説明資料  
書面採決書  
資料正誤表  
議案書  
議案書資料  
報告案件資料  
附属資料1  
附属資料2

議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

○ご意見、ご質問に対する回答

- ・本案件に対するご意見、ご質問等はありませんでした。

○最終意見

- ・最終意見なし

○採決

- ・議第 1 号について異議なし（20 票）  
⇒議第 1 号について、原案どおり可決する。

報告 1 南部大阪都市計画用途地域の変更について（富田林市決定）

○ご意見、ご質問に対する回答

	ご意見、ご質問等	事務局回答
①	<p><b>【佐久間委員】</b></p> <p>・都市計画の手続きに則って進められており、問題があるプロセスではなかったと判断できるが、公聴会等に参加した住民意見からは、住民としては行政の都市計画としてのプロセスではなく、まちづくりのプロセスとして理解されていると推察でき、まちづくりのプロセスとして捉えた場合、説明会の周知方法には工夫の余地があったのでは、と思いました。</p>	<p>・説明会の周知方法として、本市広報誌及びウェブサイトにて周知を行い、かつ、7月31日開催の金剛地区再生指針推進協議会においても、用途地域の変更について説明した上で、説明会開催のちらしの配布を行っています。公述人の方は、何かしらの都合で偶然、当該協議会に欠席されていたのではないかと推察されます。</p>
②	<p><b>【寺尾委員】</b></p> <p>・金剛地区まちづくり会議に対し、もう少し丁寧な説明ができるのではないのでしょうか。</p>	<p>・用途地域の変更は、南部大阪都市計画の変更として、都市計画法に基づき手続きが法定されています。この手続きに則り、本市として、全市民からご意見をいただく手続となっています。よって、全市民を対象として、市広報誌やウェブサイトにて説明会の開催等の周知を行いました。また、金剛地区再生指針推進協議会に対しましては、別途、説明会開催の案内を行いました。</p>

	<p>・附属資料1の7ページ 番号1について、プール以外は利用されているは間違いではないでしょうか。</p>	<p>・「青少年スポーツホール及び閉鎖されたプール以外は、利用されています。」に訂正致します。</p>
--	--	---